

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

○学校教育法施行規則の一部を改正する省令（文部科学一〇二）

### 〔告 示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（総務一四六）

○日本国に帰化を許可する件（法務一〇九）

○パキスタンにおける農業食品及び農業関連産業開発支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合工業開発機関との間の書簡の交換に関する件（外務一一六）

○学校教育法施行規則第七十七条の二の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件（文部科学五六）

○保安林の指定をする件（農林水産七〇四）

○保安林の指定を解除する件（同七〇五）

○保安林の指定実施要件を変更する件（同七一一）

○建設業法に基づく登録解体工事講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（国土交通四四八）  
○建設業法に基づく登録監理技術者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（同四四九）  
○航路標識に関する件（海上保安庁一九、二〇）

### 〔国会事項〕

### 〔人事異動〕

内閣 法務省 会計検査院

### 〔皇室事項〕

### 〔官庁報告〕

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）

### 〔資料〕

機械受注統計調査報告（令和元年六月）（実績）（内閣府）

### 〔公 告〕

諸事項

### 官庁

職員員の免職処分、財団、金融商品取引業者に対する行政処分関係  
裁判所  
相統、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

### 特殊法人等

企業年金基金変更関係  
会社その他

## 省 令

○文部科学省令第十二号  
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十八条、第四十九条の七、第六十八条、第七十七条及び第四百二十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
令和元年八月二十一日  
文部科学大臣 柴山 昌彦

学校教育法施行規則の一部を改正する省令  
学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| 第七十七条の二 中学校は、当該中学校又は当該中学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため必要がある場合であつて、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていることと認められるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。<br>第七十九条の八 [略] | [条を加える。]<br>第七十九条の八 [略]<br>第七十八条の二の規定は、義務教育学校の後期課程に準用する。<br>第二百三十三条 [略] |
| 2 第七十七条の二及び第七十八条の二の規定は、義務教育学校の後期課程に準用する。<br>第二百三十三条 [略]  | 2 第七十八条の規定は、中等教育学校の前期課程に準用する。<br>第二百三十五条 [略]                            |
| 3 [略]  | 3 [略]   |
| 2・3 [略]  | 2・3 [略]   |
| 4 第三十五条、第五十条第二項、第七十条、第七十一条及び第七十七条の二から第七十八条の二までの規定は、特別支援学校の中学部に準用する。  | 4 第三十五条、第五十条第二項、第七十条、第七十一条、第七十八条及び第七十八条の二の規定は、特別支援学校の中学部に準用する。          |
| 5 [略]  | 5 [略]   |

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。  
附則  
この省令は、公布の日から施行する。